

東京都における国家戦略特区への取組

東京都政策企画局 国家戦略特区推進担当

はじめに

国家戦略特区は、経済社会の構造改革を重点的に推進することにより、産業の国際競争力を強化するとともに、国際的な経済活動の拠点の形成を促進する観点から、平成25年12月に成立した国家戦略特別区域法に基づいて、国が定めた区域です。東京都は、昨年5月に千代田区、中央区、港区、新宿区、文京区、江東区、品川区、大田区、渋谷区の9区が、神奈川県全域、千葉県成田市とあわせて東京圏として、国家戦略特区の区域に指定され、国及び民間事業者とともに東京圏国家戦略特別区域会議を構成しています。

東京圏の国家戦略特別区域の区域方針では、「2020年開催の東京オリンピック・パラリンピックも視野に、世界で一番ビジネスのしやすい環境を整備することにより、世界から資金・人材・企業等を集める国際的ビジネス拠点を形成するとともに、創薬分野等における起業・イノベーションを通じ、国際競争力のある新事業を創出すること」としています。この区域方針を踏まえ、東京都は

「国際的ビジネス環境の整備」、「医療・創薬イノベーション拠点の形成」の二つをテーマに、国家戦略特区を有効活用し、世界に開かれたグローバルビジネス都市「東京」の実現に取り組んでいます。

国際的ビジネス環境の整備

昨年10月1日に開催された初回の東京圏国家戦略特別区域会議で東京都は、柔軟かつ大胆な容積率等を設定する10地区的国際的ビジネス拠点プロジェクトを選定しました。プロジェクトの中には、日比谷線新駅やバスターミナルの整備、MICE機能の強化や外国人向けの医療・教育面における生活支援機能の整備などが計画されています。

これらのプロジェクトを迅速に展開するため、区域会議の下に「東京都都市再生分科会」を設置しました。早速、10月21日に初回の分科会を開催し、竹芝地区、虎ノ門四丁目地区のプロジェクトが審議され、具体的に動き出しました。その他のプロジェクトも順次、分科会を開催し、区域計画への記載・認定を進め、東京をグローバル都市へと大改造していきます。

医療・創薬イノベーション拠点の形成

東京都は、東京が誇る創薬・がん医療分野等の世界最高水準の技術の実用化を促進します。国家戦略特区では、保険外併用療養の審査のスピードアップや世界最高水準の高度医療に係る病床数の緩和といった特例があります。4病院での制度活用が国に認定され、事業

現行	建物を貸付けた場合、整備事業者の施設整備費は設備投資減税の対象にならない。													
国家戦略特区税制の拡充(平成27年度から)														
インターナショナルスクールに建物を貸付けた場合には、整備事業者の施設整備費を減税対象とする。														
(参考)設備投資減税の概要														
<table border="1"> <thead> <tr> <th>①特別償却割合</th> <th>機械・装置等</th> <th>即時償却(特定中核事業)/50%(特定中核事業以外)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>建物等</td> <td>25%</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th>②税額控除割合</th> <th>機械・装置等</th> <th>15%</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>建物等</td> <td>8%</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>			①特別償却割合	機械・装置等	即時償却(特定中核事業)/50%(特定中核事業以外)	建物等	25%		②税額控除割合	機械・装置等	15%	建物等	8%	
①特別償却割合	機械・装置等	即時償却(特定中核事業)/50%(特定中核事業以外)												
建物等	25%													
②税額控除割合	機械・装置等	15%												
建物等	8%													
インターナショナルスクールの整備支援(設備投資減税の貸付要件緩和)														

また、グローバル企業やベンチャーエンターナショナルスクールの整備支援(設備投資減税の貸付要件緩和)を的確に理解し、円滑に事業展開できるよう支援するため、本年1月30日に港区赤坂のアーフ森ビル内に、「雇用労働相談センター」が開設されました。弁護士や社会保険労務士などが相談にあたり、労働関係紛争の未然防止などに取り組みます。

1 保険外併用療養に関する特例(50音順)
○実施病院：慶應義塾大学病院(新宿区)
○事業内容：クローン病や膠原病等の治療薬など
○実施病院：独立行政法人国立がん研究センター(中央区)
○事業内容：IVR等の低侵襲がん治療、分子標的薬等を用いる個別化医療など
○実施病院：東京大学医学部附属病院(文京区)
○事業内容：生体電位駆動型ロボットを活用した身体機能回復、進行性泌尿器がんの化学療法など
2 病床規制に係る医療法の特例
○実施病院：がん研有明病院(江東区)
○事業内容：世界最先端のがん医療技術であるダヴィンチ手術について、前立腺がんに加え、多様な臓器がん(大腸、食道がん等)への応用など(病床10床を整備)

医療の特例を活用する病院とその事業内容

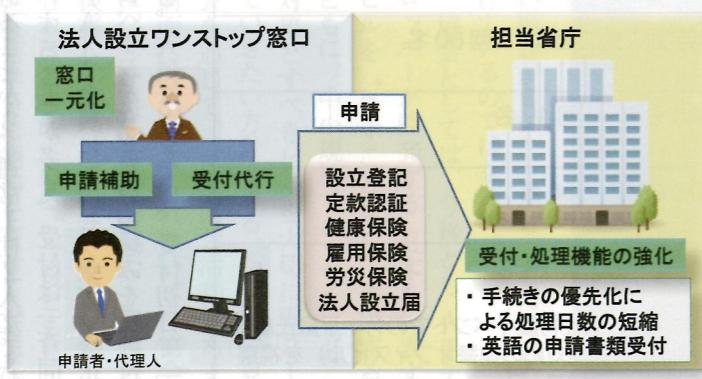
今後の展開

が動き出します。今後とも、この特例を活用する医療機関の拡大を図っていきます。

また、特区では、外国人医師が診察できる特例があります。これにより、国際的ビジネス拠点プロジェクトの進展に伴い増加が見込まれる外国人の医療環境の充実を目指します。これらの取組を通じて、東京を国際的な医療・創薬の拠点へと成長させていきます。

国際的ビジネス環境を充実させ、対日投資を促進させるためには、登記や税務など法人設立手続の迅速化、簡素化を図ることが重要です。日本貿易振興機構(ジェトロ)の調査でも対日投資の阻害要因として「行政手続き、許認可制度の難しさ、煩雑さ」が挙げられています。現在、東京都と国は、法人設立手続のワンストップセンターの来年度運営開始に向けて検討を進めています。

また、丸の内仲通りや行幸通りなどにおいて、エリアマネジメントによる道路法の特例を活用し、イベントの開催時におけるカフェやベンチ等の設置により、都心型MICEや都市観光の推進に向けた取組を進めています。



(記事の内容は平成27年1月末時点のものです)

保全や都市農業の振興によって、地域経済の活性化を図る「都市農業特区」の実現に取り組みます。指定区域についても9区にとどまらず、他の区部や多摩地域への拡大を目指します。前述した都市農業の提案については、多摩地域における地域経済の振興を図る上で重要なものとなるのではないかと考えています。国家戦略特区は、安倍政権の成長戦略の一つです。引き続き、特区制度を活用したプロジェクトを取り組んでいきます。

